

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
中小企業信用保険法第2条	中小企業信用保険上、NPO(非営利法人)は信用保険の対象外としている。	b	1	NPOが中小企業と扱われていない現状において、財政支援を伴う信用保険の対象とするのは是非を検討するためには、NPOの活動実態や収益事業の状況、さらには資金ニーズや民間金融機関の貸出動向等の実態を把握の上、検討することが必要。 この点、各地域の信用保証協会が自らの判断でNPOに保証を行うことは信用保証協会法上は可能であり、一部の保証協会においては、NPOに対する保証制度があるが、民間金融機関の利用実績は極めて限定的である。 今後は、これら民間金融機関の動向も踏まえ、中小企業振興の観点からの必要性を含め、総合的に検討する必要がある。		検討のスケジュール(結論時期)につき具体的に明示して頂きたい。				z15001	経済産業省	信用保証協会の保証対象の拡大	5021	5021016			都銀懇話会	16	A	信用保証協会の保証対象の拡大	・特定非営利活動促進法に基づき設立されるNPO法人による信用保証協会の保証利用を可能とする。		・NPO法人には、中小零細法人が多い。主な収入源は会費や寄付等であり、資金的に不安定。NPO法人による信用保証協会の保証の利用が認められれば、資金調達手段の拡大に資する。 ・NPO法人の多くは医療・福祉分野関連。NPO法人と同様に非営利団体である医療法人、社会福祉法人は信用保証協会利用が可能であるのに対し、バランスを失っている。 こうしたことから、少なくとも、特定非営利活動促進法に基づき設立されるNPO法人については、信用保証協会保証の対象に追加すべき。	中小企業信用保険法第2条	
中小企業信用保険法第1条の3、中小企業信用保険法施行規則第1条の3	中小企業信用保険法施行規則上、再生ファンド及びサービスに対して信用保証協会の保証付き債権が譲渡された場合に保険関係が継続する要件を、整理回収機構や中小企業再生支援協議会などの再生計画に基づく場合等に限定している。	c		平成17年6月20日に取りまとめられた中小企業政策審議会基本政策部会の報告において、保証付債権の譲渡については十分な再生可能性がある計画に基づくことが必要であるため、保証付債権の譲渡が認められる場合は、中小企業再生支援協議会の再生計画により妥当と判断される場合等に限り、べきとの指摘がなされている。 この点を踏まえ、今般政令改正等を行い、 中小企業再生支援協議会等の公的再生支援機関が策定支援した再生計画及び 私的整理ガイドラインに基づいた再生計画による譲渡のみ認めることとしていること。 いずれの場合も再生計画を活用するのは民間金融機関であること、については民間の策定した再生計画であっても認められること、そして本制度改正はこれまでの要望も踏まえて実施したことであり、今後、民間金融機関による積極的な企業再生の取組みが期待される。		要望者からの下記の更なる意見を踏まえて、改めて検討され、具体的な対応策を示されたい。 本規制の見直しを実現されれば、民間の企業再生の枠組みの中での利用が拡大し、柔軟かつ迅速な不良債権処理に資する。こうしたことを踏まえ、本要望の再検討をお願いする。				z15002	経済産業省	信用保証協会保証付債権の譲渡に係る規制緩和	5021	5021025			都銀懇話会	25	A	信用保証協会保証付債権の譲渡に係る規制緩和	・サービスや再生ファンドに対する保証付債権の譲渡が認められる要件について、整理回収機構や中小企業再生支援協議会の再生計画に基づく場合等に限定しない。		・企業再生については、中小企業庁や整理回収機構をはじめとする「官」における取組みとともに、民間での取組みも進められてきている。こうしたことを踏まえれば、協会保証付債権の譲渡対象を整理回収機構や中小企業再生支援協議会の再生計画に基づく場合等に限定する必然性はない。 ・協会保証付債権の譲渡範囲に関する条件が緩和されれば、民間の企業再生の枠組みの中での利用が拡大し、柔軟かつ迅速な不良債権処理に資する。また、これによって、民間サービスやファンド事業のマーケット拡大も期待される。	中小企業信用保険法第1条の3、 中小企業信用保険法施行規則第1条の3	
		c		0						z15003	全省庁	独立行政法人並びに、政府管掌の公益法人、社団、財団法人等が運営実施している国家資格試験業務の、民間への委託開放を希望致します。	5026	5026001			(株)アイ・イージー	1	B	独立行政法人並びに、政府管掌の公益法人、社団、財団法人等が運営実施している国家資格試験業務の、民間への委託開放を希望致します。	国家資格試験の受付事務から採点処理・合否判定・通知業務までの一連の作業事務は、民間で十分に対応出来る内容であり、且つ効率、効果的な運用が大幅に改善できると考えています。 管理栄養士・社会福祉士・衛生管理者(厚生労働省)、行政書士(総務省)、国内旅行業取扱主任者(一般旅行業取扱主任者・マンション管理士・管理業務主任者・宅地建物取引主任者(国土交通省)、危険物取扱者(消防庁)の試験業務の規制撤廃および民間への業務開放を要望致します。	試験業務に付随する一切のアウトソーシングを事業主体として取組んでおります。	政府管掌でなくてはならない明確な事由が見当たらないことと、民間に出来ない事由が明確でない事による国家資格試験の民間開放を要望致します。	全省庁で定められている国家試験ごとの、省令等により、公益法人、資格認定事業団体でしか、取り扱いが出来ないとなっているもの。 各資格の業法および、法律	法律等で指定された資格認定事業者以外でも、取り扱いができる国家試験業務の事務請負の民間への開放および規制の緩和・撤廃を要望致します。
特許法第99条第1項、特許法第12条	特許法第99条第1項では、通常実施権の設定を登録していなければ、それを第三者に対抗することはできません。しかし、特許法第12条において許諾目的の信託の取消が可能とされているため、特許権者が通常実施権者(未登録)との契約を無視して特許権等を信託譲渡した場合、通常実施権者(未登録)は当該信託譲渡を取り消すことができます。	d								z15004	経済産業省	知的財産信託における特許権の通常実施権の取戻制度の改正	5062	5062006			社団法人 電子情報技術産業協会	6	A	知的財産信託における特許権の通常実施権の取戻制度の改正	改正信託法下による知的財産信託においては、多数の特許権等の流動化がより盛んになることが予測されるため、特許権等の通常実施権の登録上の問題点を検討し、通常実施権者等のビジネス状況を保持し、且つ有効な知的財産信託制度の構築を図るべきである。		知的財産信託では、通常実施権が付与されている特許権等を信託会社に信託譲渡する場合も想定される。この場合、現行の特許法に基づいて考えると、その通常実施権を設定登録していなければ、その通常実施権者は信託会社に対して自らの通常実施権を対抗することができない。しかしながら、現在、特許権等の実施許諾契約においては、特許権者または通常実施権者は通常実施権の設定登録を行っていないことが一般的である。 こういった状況で特許権者が通常実施権者(未登録)との契約を無視して、特許権等を信託譲渡した場合、当該通常実施権者との間で紛争が発生する可能性がある。このような紛争が多発すれば、信託会社は特許権等の受託をためらうこととなり、ビジネスツールとしての信託制度の活用の可能性が減じる。 なお、通常実施権の設定登録をしなければ信託会社に対抗できないとする現行の規定が維持された場合、その登録の煩雑さ且つ費用のかかる登録手続きが特許権者または通常実施権者に発生し、信託に対して後ろ向きになるものと思われる。 よって、今後は、設定登録がなされていない通常実施権が付与した特許権が	特許法第99条第1項	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
特許法第98条第1項、特許登録令第29条	特許法第98条第1項では、特許権の移転(信託譲渡を含む)は、登録しなければ、その効力を生じないとされています。また、特許登録令第29条では、2以上の特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権又はこれらに関する権利に関する登録は、登録の目的が同一である場合に限り、同一の申請書で申請することができます。	d	-	特許登録令第29条の規定により、2以上の特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権又はこれらに関する権利に関する登録は、登録の目的が同一である場合に限り、同一の申請書で申請することが可能です。						z15005	経済産業省	知的財産信託における特許権等の移転登録に関する手続き制度の改正	5062	5062007			社団法人 電子情報技術産業協会	7	A	知的財産信託における特許権等の移転登録に関する手続き制度の改正	改正信託法下による知的財産信託においては、多数の特許権等の流動化が今より盛んになることが予測されるため、特許権等の移転に関する手続き等を検討し、登録手続き業務等が簡便で円滑な知財信託制度の構築を図るべきである。		知的財産信託において、信託譲渡に伴い特許権等を信託会社へ移転する際には移転登録を行う必要があり、この登録は移転する特許権の件数が多くても特許権毎に行う必要がある。このため、信託会社は受託した特許権等に対して特許権毎に移転登録手続きを行う必要があり、多数の特許権等の移転登録は非常に煩雑となる。こういった状況を鑑み、今後は特許権等の移転登録をまとめて一括して行えるような制度改正を定める必要がある。	特許法第98条第1項	
		c	当省の国家資格については、各資格により要件も様々であるが、総じて高い専門性を求められるものであり、その能力を証明する試験の実施において公平	0		回答では、公平性・中立性が求められることから開放できないとのことであるが、公平性・中立性が担保できれば開放が可能であるということである。よって、公平性・中立性を担保した上で、試験業務を民間開放することについて再検討いただき、具体的な措置及び実施時期をお示し願いたい。				z15006	経済産業省	国家試験運営/管理事業	5072	5072001			民間企業	1	B	国家試験運営/管理事業	経済産業省主導で行われている国家資格試験の運営・管理業務を市場化テストの対象とする。	37の国家資格試験の業務をトータルマネジメントすることで、告知、願書受付、試験会場管理、監督者管理、応募者管理、結果集計/管理、合格者管理、試験問題管理等の一連の業務を全てシステム管理する。インターネット申込みや合否の結果の携帯電話への連絡が可能になったり、受験者側にとっても利便性が向上するしくみを整備する。	左記を実施することで、システム構築費用、運用コストが大幅に削減可能となるだけでなく、受験者へのサービス向上が図られる。		
	国内において、物品購入等のため職員による立替払を必要とするケースはほとんど想定されないことから、既設の会計機関が処理している。また、出張旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律第3条第1項の規定により職員に直接支給することとされている。また、出張に伴う費用を職員個人のクレジットカードで支払うことに関しては特段の制約はない。	d	-	国際会議への出席等に際し、海外でコピー、ファクシミリの使用等が予定される場合は、現地で契約する必要があるので、会計法第13条第3項の規定に基づき、出張者のうち適任者を契約権限の有する分任支出担当行為担当官として任命し、クレジットカードでの決済を前提とした契約を行い、後日、利用内容を確認のうえ、クレジット会社からの請求に基づき、センター支出官払いとされているところであり、会計法令の範囲内で適正に処理しているところ。		要望元からの下記意見を踏まえ、具体的な対応策を改めて検討され、示された。海外における調達・支払業務において既にクレジットカード決済を導入していることは理解できる。しかし、今回要望している内容は、諸外国のように国内における物品調達・支払業務におけるクレジットカードシステムを活用したコスト削減や業務効率化である。既に既存の会計機関により適正な運用が行われているとのことであるが、再度諸外国の導入事例等をご確認いただき、国内の調達・支払業務についてもご検討いただきたい。また、金融庁・財務省からの回答にある通り、「物品調達・物品管理、謝金、諸手当、補助金及び旅費の各業務システム最適化計画」により、物品調達・支払業務が電子化される予定であれば、その計画の中でクレジットカードシステムの導入についてもご検討いただきたい。				z15007	全庁	政府における物品調達・支払業務におけるクレジットカードシステムの導入	5075	5075002			クレジットカード普及連合会(クレジットカード会社29社別紙参加カード会社社名一覧ご参照)	2	A	政府における物品調達・支払業務におけるクレジットカードシステムの導入	諸外国と同様にクレジットカードシステムを導入した。政府における物品購入・支払いシステムを実現し、政府の物品調達・支払に関するコスト削減や業務プロセスの効率化を実現していきたい。については、会計法や予算決算及び会計令等において、本要望を妨げる規定がある場合は、その規定をご指摘いただきとともに制度を改正いただきたい。	各府省庁において実施されている。物品調達・支出の一連の業務プロセスにクレジットカードシステム(政府購買専用カードの発行、決済スキームの活用、共同アウトソーシングシステムの構築等)を導入する。まずは、いくつかの府省庁で実証実験を行い効果を確認。効果が認められた場合は、その他の府省庁に順次拡大する。	諸外国では、既にクレジットカードシステムを導入し、政府物品調達・支払業務におけるコスト削減・効率化において大きな成果を上げている。米国では年間14億ドル、イギリスでは年間1億ドルのコスト削減効果があると推定されている。従って、日本においても物品調達・支払業務にクレジットカードシステムを導入することによる、コスト削減・効率化効果が見込めるものと考えられるため、関係府省において検討をお願いしたい。	【ご参考】クレジットカードシステムを導入している諸外国)米国、イギリス、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、オーストラリア、香港、韓国、ニュージーランド、シンガポール、台湾、タイ、カナダ、アルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、ペルー、リコ等。物品調達に限定するものではなく、政府からの様々な支出においてクレジットカードシステムを導入している国々	
電気事業法第43条第1項、電気事業法施行規則第52条第2項、第53条第1項、主任技術者制度の解釈及び運用(内規)3.	主任技術者制度の解釈及び運用(内規)において、保安業務従事者は委託契約の相手方の法人の従業員であることが規定されているが、これは電気事業法施行規則第52条の2第1号の規定(保安管理業務を遂行するための体制が、保安管理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと)を担保するためである。したがって、保安管理業務のみを営む法人については、役員を従業員と同様とみなし保安管理業務従事者とする。保安管理業務以外の業務も営む法人については、保安管理業務専任の役員を従業員と同様とみなし保安管理業務	d	-	制度の現状で述べているとおり、現行の規定により対応可能。						z15008	経済産業省	電気主任技術者の外部委託制度の審査基準の緩和	5089	5089001			驚見圭一	1	A	電気主任技術者の外部委託制度の審査基準の緩和	現行法で規制されている電気主任技術者の外部委託制度における「法人マネジメントシステム」について、法人役員でも保安業務従事者になれるという審査基準への緩和。	現在個人事業者である「電気管理技術者」本人が、法人役員(代表取締役)となり、法人を設立することができるようになる。かつ、法人化により社会的信用が大きくなり業界での地位確立と業界の活性化が産業界の発展につながる。	提案理由: 現行法は、主に大企業または従来からある財団法人の組織を意図したものになっていると想定され、役員は保安業務管理者になれないと規定されている。つまり、個人が法人を設立し、自らが役員(代表取締役)になったならば保安業務を行ってはいけなくなる。しかし、どの業界の中小企業を問わず役員が経営及び業務を兼任し現場で活躍している実例があるのは明らかである。特に中小企業の役員だから保安業務ができないなどは考えにくい。また、法人化による社会的信用増大、業界の活性化を損なうものと考えられ、法人化を行う上での障害となっている。代替措置: 現行法の法人審査基準によれば、代替措置は必要ないと考えられる。	電気事業法施行規則第52条第2項の承認に関する審査基準	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
火薬類取締法第25条第1項	火薬類を爆発させ、又は燃焼せよとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。	c	-	火薬類の消費の許可は、火薬類取締法における火薬類の災害防止、公共の安全確保等の目的を達するため、行政主体が私人に対して一方的に法律関係を形成する行政行為であり、このような許可事務を民間に委託することはできない。		許可事務であるからと言って、市場化テスト・民間開放にしないとは言えない(例えば、地方自治法に基づく「指定管理者」制度においては、民間事業者たる指定管理者が「処分」を行うことを想定している)、この点を踏まえ、市場化テスト・民間開放の実施について、更に検討いただきたい。				z15009	経済産業省	火薬類消費許可の市場化テスト	5094	5094001			佐藤貿易	1	B	火薬類消費許可の市場化テスト	火薬類の消費の許可の事務を民間に委託する。		火薬類の消費の許可は都道府県の自治事務とされているが、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、都道府県が独自に条例を定めれば、市町村に権限を委譲することが可能である。しかし、火薬類の消費の許可は、火薬類取締法に関する専門的な知識を必要とする職員を全ての市町村に置くことは、行政事務の効率性の観点から望ましくないとされているところ、このため、民間にこの事務を委託することは行政事務の効率化の観点から望ましいと思われる。	火薬類取締法第25条第1項	
火薬類取締法第17条第1項	火薬類を譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。	c	-	火薬類の譲受の許可は、火薬類取締法における火薬類の災害防止、公共の安全確保等の目的を達するため、行政主体が私人に対して一方的に法律関係を形成する行政行為であり、このような許可事務を民間に委託することはできない。		許可事務であるからと言って、市場化テスト・民間開放にしないとは言えない(例えば、地方自治法に基づく「指定管理者」制度においては、民間事業者たる指定管理者が「処分」を行うことを想定している)、この点を踏まえ、市場化テスト・民間開放の実施について、更に検討いただきたい。				z15010	経済産業省	火薬類譲受許可の市場化テスト	5094	5094002			佐藤貿易	2	B	火薬類譲受許可の市場化テスト	火薬類の譲受の許可の事務を民間に委託する。		火薬類の譲受の許可は都道府県の自治事務とされているが、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、都道府県が独自に条例を定めれば、市町村に権限を委譲することが可能である。しかし、火薬類の譲受の許可は、火薬類取締法に関する専門的な知識を必要とする職員を全ての市町村に置くことは、行政事務の効率性の観点から望ましくないとされているところ、このため、民間にこの事務を委託することは行政事務の効率化の観点から望ましいと思われる。	火薬類取締法第17条第1項	
火薬類取締法第3条	火薬類の製造の業を営もうとする者は、製造所ごとに、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。	d	-	がん具煙火への新たな追加指定を要望し、それを目的として「新規がん具煙火追加要望審査実施要領」(平成17年3月28日付け原子力安全・保安院内規)の別添「がん具煙火の安全性評価基準」に定める安全性の判定試験を実施するために火薬類を製造する行為は、火薬類取締法第4条但し書で規定している理化学上の実験に該当するものと解され、経済産業省令で定める数量以下であれば現行法においても無許可で製造することができる。						z15011	経済産業省	新規がん具煙火安全性確認検査用火薬試料の無許可製造	5094	5094003			佐藤貿易	3	A	新規がん具煙火安全性確認検査用火薬試料の無許可製造	新規にがん具煙火として指定を受ける際に、新規事業者あるいは火薬類製造保安責任者免状を有する等一定の資格がある者が、安全性の確認のために火薬試料(新規がん具煙火検査用火薬試料)を製造する場合は、毎回一定量まで無許可で製造できるようにしていただきたい。		経済産業省より新規のがん具煙火として指定を受けるには、事業者が火薬(新規のがん具煙火)を製造して安全性の確認検査を実施し、その検査結果を経済産業省に提出しなければならない。火薬を製造するには経済産業大臣より火薬の製造の許可を受けなければならない。このため、安全性の確認を行うための少量の火薬を製造する場合でも、火薬製造事業者と同じ火薬の製造の許可が必要となり、安全性の確認検査用火薬試料(新規がん具煙火検査用火薬試料)が全く製造できない状況にある。	火薬類取締法第3条	
火薬類取締法第25条第1項	火薬類を爆発させ、又は燃焼せよとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。	d	-	がん具煙火への新たな追加指定を要望し、それを目的として「新規がん具煙火追加要望審査実施要領」(平成17年3月28日付け原子力安全・保安院内規)の別添「がん具煙火の安全性評価基準」に定める安全性の判定試験として火薬類を消費する行為は、火薬類取締法第25条第1項但し書で規定している理化学上の実験に該当するものと解され、経済産業省令で定める数量以下であれば現行法においても無許可で消費することができる。						z15012	経済産業省	新規がん具煙火安全性確認検査用火薬試料の無許可消費	5094	5094004			佐藤貿易	4	A	新規がん具煙火安全性確認検査用火薬試料の無許可消費	新規にがん具煙火として指定を受ける際に、新規事業者あるいは火薬類取扱保安責任者免状を有する等一定の資格がある者が、安全性の確認のために火薬試料(新規がん具煙火検査用火薬試料)を消費する場合は、毎回一定量まで無許可で消費できるようにしていただきたい。		経済産業省より新規のがん具煙火として指定を受けるには、事業者が火薬(新規のがん具煙火)を製造して安全性の確認検査を実施し、その検査結果を経済産業省に提出しなければならない。この安全性の確認検査を行うためには都道府県知事より毎回、火薬の消費の許可を受けなければならない。このため、安全性の確認を行う毎に都道府県知事に許可の申請作業を行わなければならない。安全性の確認検査(消費)が容易に行えない状況にある。	火薬類取締法第25条第1項	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
投資顧問業法第31条商品ファンド法等	認可投資顧問業者は、投資顧問業及び投資一任契約に係る業務を営むにつき公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないとして、内閣総理大臣の承認を受けたときは、他の業務を営むことができる。また、商品投資顧問業者は、兼業に関して事後届出が必要。	d	-	投資一任契約に係る業務を行う証券投資顧問業者は、その他の資産を運用することについて、公益又は投資者保護のため支障がないと認められれば、承認を受けて兼業として運用することは可能であると考えられる。また、商品投資顧問業者に関しては、承認手続は必要なく、事後に届出ることにより、その他の資産を運用することができる。						z15013	金融庁・農林水産省・経済産業省	単一の企業(資産運用業者)による、海外でManaged Futuresとよばれる投資商品の運用解禁	5099	5099001			オリックス株式会社	1	A	単一の企業(資産運用業者)による、海外でManaged Futuresとよばれる投資商品の運用解禁	現在、商品投資顧問業者が証券投資顧問業の一任業務の許可を受け、商品投資顧問業との兼業が認められた場合でも、有価証券以外の金融先物取引、外国為替等先物取引の投資顧問・運用業務について取扱いが明確化されていない。これを認め、海外でManaged Futuresと呼ばれる投資商品の運用を可能とすることを要望する。同時に、現在検討されている投資サービス法上の運用業者において、Managed Futuresの運用を認めることを要望する。	従来、Managed Futuresを運用するためには、海外に資金を持ち出した上で海外の運用業者に委託しなければならなかったが、国内での運用が可能になり、市場の活性化が実現し、投資家のリスク分散も可能となる。			これまでは本邦投資家がManaged Futuresで運用しようとした場合、海外に資金を持ち出して海外の業者に運用させることになっていた。本要望が実現すれば、日本の法規制に基づく商品ファンドとは異なり、運用対象や金額等の比率・制限等がないManaged Futuresの運用委託が可能となる。日本の場合は証券投資顧問業と商品投資顧問業が縦割り規制となっており、仮に両ライセンスを取得しても、運用対象と指定されていない先物取引で運用できない。米国のような横断的なルールとして現在検討されている「投資サービス法」上でManaged Futuresの運用をみとめていただきたい。	
国家公務員法等	国家公務員法等で再就職等に一定の制限等が行われている。	d	-	職員の再就職については、職員の有する知識・経験・能力等を踏まえ、適材適所という観点から行われている。指摘されている関係企業への再就職については、既に国家公務員法で、離職後2年以上以内に、その離職前5年間に在職していた国の機関と関係していた営利企業は再就職は禁止(人事院の承認を得た場合にはこの限りでない)されており、必要な対応は行われている。		要望者から以下のような再就職が寄せられていますので再検討をお願いします。(1)国家公務員法第103条第2項で「職員は、離職後2年間は、営利企業の地位で、その離職前5年間に在職していた人事院規則で定める国の機関、特定独立行政法人又は日本郵政公社と密接な関係にあるものに就くことを承諾し又は就いてはならない。」とされていますが、2年間であることの根拠があるわけではなく、また再就職による関連企業等への利益誘導事例が先般日本道路公団を舞台にありました。役職者については年限を設けずに禁止することが必要な事例です。例えば、財務省の役職者が、現に「J」の役職者として天下っています。例えば現「J」会長は財務省元主計局長であり、副社長の一人は元造幣局長であるなど、行政機関が管理監督権限を有する企業に迂回して就職していることは、厳着を生み、利益誘導を有する可能性が否定できないので、行政の公平性を損なわないために、天下りによる関連企業等への利益誘導が絶対に起こらないような保証制度が創設されない限り、役職者については年限を設けずに禁止することが必要です。(2)省庁の幹部職員が、定年前に辞め、管理監督権限を有する企業や関連機関に再就職する			z15014	全省庁	行政機関の役職退職者が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体に就職することを禁止する	5110	5110014			特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を、推進協議会	14	A	行政機関の役職退職者が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体に就職することを禁止する	行政機関(例えば財務省)の退職者(役職の)が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体(例えば「J」やたばこ協会、販売組合など)に就職することは、天下りであって厳着を生み、行政の公平性を損なうので、禁止することが必要である。	行政と、管理監督される側は、天下りなど人事を通して癒着の事例が多くあるので、公平性と透明性のために、禁止が必要である。	近年、最近も、天下りによる不祥事が多く見られることから、この禁止が行政改革上からも必須である。	人事院等の法令			
中小企業信用保険法施行規則第8条	平成17年12月1日の省令改正により、純資産額が1億円以上3億円未満の中小企業も対象として加えられたところ。	d	-	平成17年6月20日にとりまとめられた中小企業政策審議会基本政策部会の報告や、これまでの要望も踏まえて、今般省令改正を行い、特定社債保証制度において、純資産額が1億円以上3億円未満の中小企業も対象として加えられたところ。(平成18年1月10日施行)						z15015	経済産業省	信用保証協会による社債保証制度(特定社債保証制度)の適債基準の緩和	5116	5116010			社団法人 第2地方銀行協会	10	A	信用保証協会による社債保証制度(「特定社債保証制度」)の適債基準の緩和	純資産額1億円以上3億円未満の中小企業等も対象として加える。			地域金融機関の主要取引先である中小企業や成長企業等において多様な資金調達が可能となり、地元企業の成長・発展が期待できる。	中小企業信用保険法第3条の9・中小企業信用保険法施行規則8条	
	平成13年12月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合に限り譲渡禁止特約の部分解除を実施。平成16年7月より本省において、利用目的を限定せず、譲渡対象者を拡大する形で部分解除を実施。	d	-	当省においては対応済み		省庁間での統一した対応を願いたい。				z15016	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5118	5118006			社団法人 リース事業協会	6	A	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一的かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。			本年6月に同要望を提出したが、各省庁の対応が異なり、引き続き、統一的かつ早急な対応が求められる。		

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
中小企業金融公庫法附則第7項、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法(以下「旧保険関係」)については、平成15年4月1日を以って廃止されたところ。一方、機械類信用保険法廃止前の旧保険関係については、既に成立している当該旧保険関係に係る権利及び義務を保護する観点から、引き続き中小企業金融公庫が保険金の支払及び回収の回収等の業務(機械保険経過業務)を実施しているところ。		b		被保険者の適切な債権の管理が担保されることを前提として、債権譲渡の可否を含め、適切な債権管理の在り方、整理措置の導入等につき検討を行い、平成17年度内を旨に具体的な措置内容につき結論を得た上で、平成18年度内に措置を行うこととする。		要望者からの下記再意見を踏まえ、検討の方向性について具体的に示された。被保険者の適切な債権の管理が担保されるべきことは、論を待たないが、リース会社として、サービサー宛の売却は、損失を伴う重大な経営判断であり十分尊重されるべきものと考え、また、債権管理の在り方や整理措置の検討に当たっては、わが国の設備投資の約1割を占めるリース業界の不良債権の処理促進による財務健全化の観点からも検討願いたい。				z15017	経済産業省	機械類信用保険付債権の譲渡の容認	5118	5118007			社団法人リース事業協会	7	A	機械類信用保険付債権の譲渡の容認	機械類信用保険は、平成14年12月、「中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律」が成立し、新規保険契約の引受けが停止し、廃止が決定した。廃止が決定しているにも拘らず、(1)回収業務についての期限の明示がないことから、業務量は縮小することは見込まれるものの、業務効率化が阻害されている。(2)機械類信用保険付債権のサービサー等への譲渡が容認されていないことから、信用保険関係を締結させることができず、不良債権を保有し続けなければならない。管理コスト負担が大きい。よって、機械類信用保険付債権のサービサー等への譲渡を容認することにより、業務効率化及び管理コスト削減を図る。	不良債権処理の促進債権売却により回収した額の50%を回収金として中小企業金融公庫に納付することで、保険関係を締結させる。	経済産業省からの回答では、「平成17年度内を旨に具体的な措置内容につき結論を得た上で、必要に応じて平成18年度内に措置を行うこととする。」とのことであるが、不良債権処理及び財務健全化を早期に実現する為、早急の対応を希望する。債権の譲渡が容認されていないことは、リース会社の不良債権処理促進の大きな阻害要因となっている。この取扱はサービサー法等債権回収業務が法的にも認知され、不良債権処理の有力な手段となっている現実とそぐわないものと考え、	中小企業金融公庫法附則第7項・中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第8条第1項・機械類信用保険法第3条の2、第8条第2項、第9条第2項、第11条	
投資顧問業法第31条、商品ファンド法第33条等	認可投資顧問業者は、投資顧問業及び投資一任契約に係る業務を営むにつき公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないことと認められるものについて、内閣府大臣の承認を受けたときは、他の業務を営むことができる。また、商品投資顧問業者は、事業に関して事後退出が必要。	d		投資一任契約に係る業務を行う証券投資顧問業者は、その他の資産を運用することについて、公益又は投資者保護のため支障がないと認められれば、承認を受けて兼業として運用することは可能であるとする。また、商品投資顧問業者に関しては、承認手続は必要なく、事後に届け出ることにより、その他の資産を運用することができる。						z15018	金融庁・農林水産省・経済産業省	単一の企業(資産運用業者)による、海外でManaged Futuresとよばれる投資商品の運用解禁	5118	5118027			社団法人リース事業協会	27	A	単一の企業(資産運用業者)による、海外でManaged Futuresとよばれる投資商品の運用解禁	現在、商品投資顧問業者が商品投資顧問業の一任業務の許可を受け、商品投資顧問業との兼業が認められた場合でも、有価証券以外の金融先物取引、外国為替先物取引の投資顧問・運用業務について取扱いが明確化されていない。これを認め、海外でManaged Futuresと呼ばれる投資商品の運用を可能とすることを要望する。同時に、現在検討されている投資サービス法上の運用業者において、Managed Futuresの運用を認めることを要望する。		これまでは本邦投資家がManaged Futuresで運用しようとした場合、海外に資金を持ち出して海外の業者に運用させることとなっていた。本要望が実現すれば、国内でManaged Futuresの運用委託が可能となり、従来の投資商品と異なるManaged Futuresへの投資が容易となり、投資家の分散投資効果を高めることができる。同時に、国内先物市場の拡大、活性化が図れる。また、日本の場合には証券投資顧問業と商品投資顧問業が規制別となり、仮に両ライセンスを取得しても、運用対象と指定されていない先物取引で運用できない。米国のような横断的なルールとして現在検討されている「投資サービス法」上でManaged Futuresの運用をみとめていただきたい。		
国家公務員法等	コンプライアンスの強化については、今年8月に経済産業大臣を本部長とする監察本部を設け、綱紀粛正に関する措置の予備執行に関する監査の実施、職員の仕事遂行や違法な会計処理に関する処分状況等について調査審議することになっている。	d	該当なし	不正行為や非倫理行為の未然防止については、監察本部の設置とともに、服務や会計処理に関する相談窓口(ヘルプライン)の創設や服務等に関する職員へのヒアリングの実施などを通じて行われている。また、コンプライアンス意識の向上については、今年度より、服務研修を抜本的に強化するとともに、コンプライアンスに関するメールを発信するなどして、その意識の向上に全力で取り組んでいるところであり、必要な対応は行われている。						z15019	全庁庁	コンプライアンス監査システムの導入	5120	5120003			特定非営利活動法人日本情報安全管理協会	3	B	コンプライアンス監査システムの導入	公務員による不正行為や非倫理的行為を未然に防止し公共サービスのレベルを高めるため、第三者機関による監査システムを導入する。	コンプライアンスに関するアンケート調査を各行政機関ごとに実施し、その結果に基づいて客観的なコンプライアンスレベルを評価、コンプライアンス研修を行うことによりコンプライアンスレベルを高める。このシステムは問題があらわな対応ではなくコンプライアンス意識を高めることによる不祥事の予防システムである。	昨今、公務員による不祥事露見が頻発しているが、これを未然に防ぐためには、何よりもコンプライアンス意識を高めることにある。事後においては、監察組織による対応ということになるが、このシステムは少しでも未然に不正を防ぐことが目的である。	なし	
地方自治法第156条の2、地方自治法第156条の3、地方自治法第156条の4、地方自治法第156条の5、地方自治法第156条の6、地方自治法第156条の7、地方自治法第156条の8、地方自治法第156条の9、地方自治法第156条の10、地方自治法第156条の11、地方自治法第156条の12、地方自治法第156条の13、地方自治法第156条の14、地方自治法第156条の15、地方自治法第156条の16、地方自治法第156条の17、地方自治法第156条の18、地方自治法第156条の19、地方自治法第156条の20、地方自治法第156条の21、地方自治法第156条の22、地方自治法第156条の23、地方自治法第156条の24、地方自治法第156条の25、地方自治法第156条の26、地方自治法第156条の27、地方自治法第156条の28、地方自治法第156条の29、地方自治法第156条の30、地方自治法第156条の31、地方自治法第156条の32、地方自治法第156条の33、地方自治法第156条の34、地方自治法第156条の35、地方自治法第156条の36、地方自治法第156条の37、地方自治法第156条の38、地方自治法第156条の39、地方自治法第156条の40、地方自治法第156条の41、地方自治法第156条の42、地方自治法第156条の43、地方自治法第156条の44、地方自治法第156条の45、地方自治法第156条の46、地方自治法第156条の47、地方自治法第156条の48、地方自治法第156条の49、地方自治法第156条の50、地方自治法第156条の51、地方自治法第156条の52、地方自治法第156条の53、地方自治法第156条の54、地方自治法第156条の55、地方自治法第156条の56、地方自治法第156条の57、地方自治法第156条の58、地方自治法第156条の59、地方自治法第156条の60、地方自治法第156条の61、地方自治法第156条の62、地方自治法第156条の63、地方自治法第156条の64、地方自治法第156条の65、地方自治法第156条の66、地方自治法第156条の67、地方自治法第156条の68、地方自治法第156条の69、地方自治法第156条の70、地方自治法第156条の71、地方自治法第156条の72、地方自治法第156条の73、地方自治法第156条の74、地方自治法第156条の75、地方自治法第156条の76、地方自治法第156条の77、地方自治法第156条の78、地方自治法第156条の79、地方自治法第156条の80、地方自治法第156条の81、地方自治法第156条の82、地方自治法第156条の83、地方自治法第156条の84、地方自治法第156条の85、地方自治法第156条の86、地方自治法第156条の87、地方自治法第156条の88、地方自治法第156条の89、地方自治法第156条の90、地方自治法第156条の91、地方自治法第156条の92、地方自治法第156条の93、地方自治法第156条の94、地方自治法第156条の95、地方自治法第156条の96、地方自治法第156条の97、地方自治法第156条の98、地方自治法第156条の99、地方自治法第156条の100	左記のオンライン化法令においては、行政機関が特に定める場合を除き、オンライン化には電子署名をし、電子証明書を添付することとされている。また、各府省の汎用電子申請システムに係る行政手続は、オンライン化に沿って電子署名をし、電子証明書が添付されたオンライン申請等が求められるものとなっている。このため、既に電子証明書を取得している場合を除き、オンライン化による申請等を行うとすると、新たに電子証明書を取得しなければならない。	b		現在、オンライン手続を行った者を特定すること及び手続内容に改変が行われていないかどうかを確認することを目的とし、それらを達成するための現時点の最適な方法として、オンライン化法令上及び電子申請システム上、ほぼすべての手続について一律に電子署名、電子証明書を求めている。これが真に適切かどうか、各手続の性質等を十分念頭に置きつつ、オンライン化利用促進の観点から改めて検討したい。また、利用目標の設定、利用状況の開示、電子申請システムを利用する者の意見を適切に反映できる仕組み作りについても、検討したい。					z15020	全庁庁	利用者サイドに立ったオンライン手続の見直しによる電子化促進	5121	5121003			日本マルチペイメントネットワーク運営機構	3	A	利用者サイドに立ったオンライン手続の見直しによる電子化促進	電子的な手続を躊躇させる主因と思われる現行の公的認証の取扱い方法の根本的見直しが必要と考え、即ち、現在のように全ての手続に一律に公的認証を求めるやり方ではなく、手続き毎にリスクの有無ならびに軽重を十分吟味の上、問題なくされる手続きには公的認証を簡易に手続きができるような検討を早期にお願いしたい。もちろん情報保護の観点ならびにインターネットという非対面での手続に伴う必要な確認等の安全を十分考慮したうえでという条件付にはなるが、これにより多くの利用者にとりオンライン手続が非常に身近なものとなり実利用の飛躍的な伸びにつながるものと考え、また、年度毎の利用目標を定め、実利用の推移を利用者に還元すると共に、定期的に利用者アンケートやパブリックコメントを取り、一層の見直しを図る仕組み作りを検討をいただきたい。	現在利用が進まないオンライン手続に幅広く利用者呼び込むために、「簡易」に利用できる手続きへの見直し・仕組み作りの検討が必要である。そして、オンライン手続の普及が実現すれば同時に、手続き時に発生する料金・手数料の電子収納についてのニーズも高まり、申請から納付までの一連の手続きが「トランスポートレス(自宅から移動なし)」、「ペーパーレス(申請書なし)」、「キャッシュレス(現金のやりとりなし)」にて完了するという、行政手続の電子化の目指す最終的な実現に向けて大きな弾みがつくものと思料する。				

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
なし	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第2号に基づき中小企業基盤整備機構が実施	一	なし	別途、規制改革・民間開放推進会議事務局と議論中。		「規制改革・民間開放推進に関する第2次答申」に基づき、来年度において、1箇所の大学校(分校)につき市場化テストを実施するとともに、来年度の市場化テストの経験を踏まえつつ、「公共サービス効率化法(市場化テスト)案」(仮称)が時期通常国会で成立したあかつきには、中小企業大学校の研修事業において、同法に基づく市場化テストの導入について積極的に検討いただきたい。				z15029	経済産業省	中小企業大学校における人材育成支援事業	5147	5147009			民間企業	9	B	中小企業大学校における人材育成支援事業	現在、独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施している「中小企業大学校における人材育成支援事業」を市場化テストの対象とする	民間教育機関のノウハウを活かした人材育成事業	都道府県では行うことが困難な人材育成に関する業務は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条の規定に基づき、当該法人が行うこととされている。しかし、当該法人が所管する中小企業大学校において現在実施している研修は、女性リーダーの養成や、営業スキルの養成、財務力強化、中小企業診断士試験対策など、民間企業においても十分実施可能なものであり、類似サービスを提供する民業を圧迫している。平成13年の特殊法人改革においても当該法人は廃止を含めて見直すとの結論が得られており、市場化テストの対象とすることに問題は無いと考える。		
特になし	一事業であって制度ではない	e	該当無し	当該事業は、すでに民間により実施されており、官業の民間開放のための市場化テストの対象外である。他方、当該団体が当省から受託している事業に関し、それらの事業の中で他の民間主体でも実施可能なものについて、そのような主体にも委ねられるよう、競争的手法による契約の導入などを検討していく。						z15030	経済産業省	特許庁出願適正化等指導事業	5147	5147010			民間企業	10	B	特許庁出願適正化等指導事業	現在、社団法人発明協会が受託、実施している「特許庁の出願適正化等指導事業」を市場化テストの対象とする	弁理士や弁理士法人を活用した出願適正化等指導事業の実現	本事業は、中小企業等向けに特許普及講座や相談会を実施するものである。現在当該事業は「高度かつ専門的な知見等を必要とする」という理由から、発明協会へ随意契約によって委託されている。しかし、右事業は民間の弁理士や弁理士法人でも充分実施可能なものである。よって本事業を独占的に発明協会のみ委託するのではなく、競争を通じて、より効率的で質の高いサービスの提供が可能と判断された主体に委託すべきである。		